

合併協定書

(案)

秋田市・河辺町・雄和町

1 合併の方式

河辺町および雄和町（以下「2町」という。）を廃し、その区域を秋田市へ編入する。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年1月11日とする。

3 合併後の市の名称

合併後の市の名称は、秋田市とする。

4 合併後の市の事務所の位置

合併後の市の事務所の位置は、秋田市山王一丁目1番1号とする。

5 財産の取扱い

合併時の2町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。ただし、2町の財産区については、合併までに、2町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。また、廃止後の財産区有財産は、協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の任期および定数の取扱い

(1) 2町の議会議員は、合併時に失職する。

(2) 合併後に、地方自治法第91条第5項の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例（平成13年秋田市条例第39号）を改正し、議会議員の定数を46人とする。さらに、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第8条第1項の規定により合併前の秋田市、河辺町および雄和町（以下「1市2町」という。）のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、同令第9条第1項の規定によりこれらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域を区域とする選挙区42人、合併前の河辺町

の区域を区域とする選挙区 2 人、合併前の雄和町の区域を区域とする選挙区 2 人とし、合併前の 2 町の区域を区域とする選挙区において増員選挙を行う。

(3) 上記(2)の増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 260 条第 2 項の規定により、合併前の秋田市の議会議員の任期である平成 19 年 5 月 1 日までとする。

7 農業委員会の委員の任期および定数の取扱い

河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合する。ただし、合併前の 2 町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで在任するものとする。

8 地方税の取扱い

地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一する。ただし、1 市 2 町において税率等の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 個人市町民税の均等割については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。

(2) 法人市町民税の均等割および法人税割については、合併年度およびこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。

(3) 固定資産税については、合併年度およびこれに続く 4 年度に限り、不均一課税を実施する。

(4) 事業所税については、合併年度およびこれに続く 3 年度に限り、課税免除を実施する。

9 一般職の職員の取扱い

(1) 2 町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとする。

- (2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、その細目は、1市2町の長が別に協議して定める。

10 条例、規則等の取扱い

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

11 組織および機構の取扱い

- (1) 現在の河辺町役場および雄和町役場は、地方自治法第155条第1項の規定に基づく出先機関とする。
- (2) 出先機関の組織については、合併時の特殊事情に鑑み、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。また、住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。
- (3) 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとする。

12 地域審議会の設置

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- (1) 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 河辺雄和地区消防一部事務組合は合併の日の前日をもって解散し、

事務および財産は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。

(2) 一部事務組合の定数内の職員は、すべて秋田市の消防職員として引き継ぐものとする。

(3) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、一般職の職員の取扱いに準ずるものとする。

14 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一する。

ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講ずるものとする。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

(1) 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(3) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

(4) 町村であることにより加入・設立した団体は、合併時までに脱会又は廃止する。

(5) 各市町の事業推進を目的に設立された団体について、新市において該当事業の実施予定がない場合は、合併時までに廃止する。

(6) 国・県等との調整の必要があり、関係市町内で完結しない団体は、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努める。調整は原則として上記(1)から(5)までの例により行うものとする。

16 補助金等の取扱い

補助金等については、秋田市の制度に統一する。ただし、一部の補助金等については、当該制度の目的を勘案して調整する。

17 町（字）の区域および名称の取扱い

- (1) 秋田市の区域内の町（字）の区域および名称は、現行どおりとする。
- (2) 2町の区域内の町（字）の区域は、現行どおりとし、名称は、河辺町にあっては、河辺の後に現行の町（字）の名称を続け、雄和町にあっては、雄和の後に現行の町（字）の名称を続けて新たな町（字）の名称とする。

18 慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、2町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努める。

19 都市計画の取扱い

都市計画の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、都市計画区域区分については、合併時は現行のとおりとし、合併後の新市において検討する。

20 電算システムの取扱い

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整する。

21 姉妹都市等交流事業の取扱い

姉妹都市等交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、米国ミネソタ州セント・クラウド市については、新市においても交流を継続する。

22 広報、広聴事業の取扱い

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

23 男女共生事業の取扱い

男女共生事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

24 交通安全事業の取扱い

交通安全事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

25 住民サービス窓口業務の取扱い

住民サービス窓口業務については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、夜間、休日等における戸籍届出・受付事務および火葬許可の取扱いについては、合併後も現行の各市町の制度をそれぞれ継続する。また、雄和町が行っている霊柩車の運行については、平成18年度から廃止する。

26 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。
- (2) 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。

27 住民自治関係事業の取扱い

住民自治関係事業については、合併時又は合併年度の翌年度から秋田市の制度に統一する。ただし、2町のコミュニティセンター類似施設の管理は、現行どおりとする。

28 防災等関係事業の取扱い

防災等関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

29 消防事業の取扱い

消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、2町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合する。

30 障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱い

障害者福祉、老人・福祉医療事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、乳幼児医療費助成事業については、2町の合併前の受給者に限り、平成17年8月1日に秋田市の制度に統一する。

31 児童福祉等事業の取扱い

児童福祉等事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

32 高齢者福祉事業の取扱い

高齢者福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

33 生活保護関連事業の取扱い

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、2町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

34 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り、不均一賦課するものとし、平

成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行う。

35 その他の福祉事業の取扱い

その他の福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町の総合福祉交流センターの管理運営については、現行どおりとする。

36 保健、衛生事業の取扱い

保健、衛生事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

37 環境保全事業の取扱い

環境保全事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、環境モニタリング調査は、合併翌年度から統一する。

38 ごみ処理事業の取扱い

ごみ処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、ごみの収集方法は、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。また、一般廃棄物収集運搬業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとする。

39 し尿処理事業の取扱い

し尿処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町の合併浄化槽設置整備事業については、当分の間現行どおりとする。また、一般廃棄物（し尿）収集運搬業の許可区域および浄化槽清掃業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとする。

40 農林水産関係事業の取扱い

農林水産関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。た

だし、一部の事務事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

41 商工観光関係事業の取扱い

商工観光関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

42 水道事業の取扱い

(1) 水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一し、雄和町の上水道および2町の簡易水道事業は、秋田市が引き継ぐものとする。ただし、2町の簡易水道事業は、合併日をもって地方公営企業法を適用する。

(2) 雄和町の小規模水道は、雄和町の制度を秋田市が引き継ぐものとする。

(3) 水道料金については、合併後に新市の料金を算定し、平成18年度から新水道料金に統一する。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

43 下水道事業の取扱い

下水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、下水道の使用料、受益者負担金および分担金ならびに農業集落排水の使用料および受益者分担金については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 下水道関係

使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

受益者負担金および分担金については、平成18年度から秋田市の負担金の額および分担金の額に統一する。なお、合併年度および合

併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

(2) 農業集落排水関係

使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

受益者分担金については、合併翌年度から秋田市の制度に統一し、合併年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。ただし、雄和町の種平地区については、現行どおりとする。また、2町の受益者分担金の限度額については、当分の間現行どおりとする。

44 建設関係事業の取扱い

建設関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、除排雪対策事業については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。なお、各事業の実施にあたっては、地域的な均衡や必要性を勘案する。

45 都市整備、交通関係事業の取扱い

都市整備、交通関係事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

46 学校教育事業の取扱い

学校教育事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

47 社会教育事業の取扱い

社会教育事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

48 文化・体育振興事業の取扱い

文化・体育振興事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。
ただし、一部の事務事業については、廃止する。

49 その他事業の取扱い

その他事業については、原則、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、選挙関係事業のうち、期日前投票（不在者投票含む）の管理、執行については、経過措置として、河辺町岩見三内支所と雄和町大正寺支所の終了時刻を午後5時とする。また、投票事務については、2町の各投票所を、全て秋田市の投票所として引き継ぎ、開票所となる秋田市立体育館までの投票箱の送致時間を考慮し、投票終了時刻を午後7時とする。このほか、一部の事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

50 市町村建設計画

新市の市町村建設計画は、別紙2「緑あふれる新県都プラン」のとおりとする。

調印書

秋田市、河辺町および雄和町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項および市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき設置された秋田市・河辺町・雄和町合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成 年 月 日

秋田市長

河辺町長

雄和町長

特別立会人

秋田県知事

立 会 人

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

合併協議会委員 -----

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の河辺町および雄和町の区域ごとに地域審議会を置く。

(名称および所管区域)

第2条 地域審議会の名称および所管する区域（以下「所管区域」という。）は、次のとおりとする。

名 称	所 管 区 域
河辺地域審議会	合併前の河辺町の区域
雄和地域審議会	合併前の雄和町の区域

(設置期間)

第3条 地域審議会は、市町合併後速やかに設置することとし、設置期間は、平成27年3月31日までの概ね10年間とする。

(所掌事務)

第4条 地域審議会は、それぞれの所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べる。

- (1) 緑あふれる新県都プランの執行状況に関する事項
- (2) 緑あふれる新県都プランの変更に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成および変更に関する事項
- (4) 主要事業の推進に関する要望事項
- (5) 合併特例債を財源とした地域振興のための基金の活用に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、それぞれの所管区域に関し必要と認める次の事項について審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 緑あふれる新県都プランの執行状況に関する事項
- (2) 公共施設の設置および管理運営に関する事項
- (3) 予算編成および予算執行等に関する要望事項

(4) 地域住民からの要望、地域独自の事務事業および地域に特に利害関係のある事務事業に関する事項

(5) その他地域審議会が必要と認める事項

3 市長は、前2項の規定により地域審議会から意見が述べられた場合は、その意見を尊重するものとする。

(委員の定数、選任方法および構成)

第5条 地域審議会の委員の数は、20人以内とする。

2 委員は、所管区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が均衡を失しないように選任する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 地域の行政運営に関し優れた識見を有する者

(4) 公募により選任された者

(委員の任期および失職)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 委員は、所管区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長および副会長)

第7条 地域審議会に会長および副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長の職務を行う。

(会議)

第8条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、毎年度4回、定例の会議を招集するものとする。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、会議を招集しなければならない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委員の報酬および費用弁償)

第9条 委員の報酬および費用弁償については、秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例(昭和22年秋田市条例第4号)の例による。

(庶務)

第10条 地域審議会の庶務は、合併前の河辺町および雄和町の区域の振興を担当する部局において処理する。

(委任)

第11条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この協議は、平成17年1月11日から施行する。

(検討)

2 市長は、地域審議会の委員の任期に合わせて2年ごとに、地域審議会の機能、構成等について総合的な見直し・検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、地域審議会に代わる新たな制度の導入を含む所要の措置を講ずるものとする。

別紙 2 については、添付省略